

平成 27 年北海道告示第 23 号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道日高郡新ひだか町三石本町地内における 9,901.84 m²の土地を起業地とする「（仮称）新ひだか町総合町民センター整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、新ひだか町図書館三石分館、新ひだか町役場三石総合支所及び多目的文化ホール等を備えた学習活動施設を併設した複合施設を整備するものであり、法第 3 条第 22 号に掲げる図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）による図書館、同条第 31 号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎の用に供する施設及び同条第 32 号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

起業者である新ひだか町は、（仮称）新ひだか町総合町民センター建設基本構想・計画を策定しており、本件事業の施行に必要な予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意志と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

新ひだか町は、平成 18 年 3 月に旧静内町と旧三石町が合併して誕生した町である。合併後 8 年目を迎え、新町建設計画及び第 1 次新ひだか町総合計画に基づき、静内地区と三石地区のそれぞれが持つ地域特性を活かしたまちづくりを進めており、公民館や図書館を拠点とした生涯学習活動や文化・芸術活動を推進している。

本件事業は、三石地区において、町民が芸術文化活動や地域活動等を行うための学習活動施設、学習・情報収集等を行うための図書館、行政サービスを担う役場庁舎の用途をあわせ持った施設を整備するものであり、役場庁内に設置した新ひだか町総合町民センター建設庁内検討会議、町民で構成する新ひだか町総合町民センター建設検討委員会で議論を重ね、平成 25 年 3 月に同委員会からの提言を受け、その内容を尊重しながら、平成 25 年 8 月に（仮称）新ひだか町総合町民センター建設基本構想・計画を策定している。

福祉センターは、三石地区の公民館的な施設として、昭和 43 年から教育、生活、文化等に関する活動に利用されているが、老朽化が著しく、バリアフリー化対策等も不十分であり、イベント開催時には狭隘化の問題も生じている状況にある。加えて、町内には、音楽コンサートや演劇等を行うための音響設備等を有する施設がないことから、これらに対応できる多目的文化ホールの整備が求められている。

新ひだか町図書館三石分館は、昭和 55 年に建設した旧三石幼稚園を改修し、独立した形態で活用しているが、読書・学習スペースが狭いことや蔵書の充実など、図書館機能の強化が求められている。

新ひだか町役場三石総合支所は、昭和 35 年から旧三石町役場として利用されているが、施設の老朽化が著しく、バリアフリー化対策が未対応であり、ロビーが狭隘で、町

民とのプライバシーを確保するための相談室等もなく、行政サービスの提供に支障をきたしている状況にある。また、災害発生時には、耐震性に不安があるため、安全性を確保することが急務となっている。

本件事業の完成により、老朽化、狭隘化等が解消となり、バリアフリー化が実現され、利用者の安全性の確保と利便性の向上が図られる。また、複数の公共サービスを集約することにより、効率的な行政運営や維持管理費の低減が期待できる。

さらに、新たに整備する多目的文化ホールは、町内唯一の施設となるため、町民の芸術文化の振興発展に寄与することが期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び北海道環境影響評価条例（平成10年条例第42号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が行った調査によると、本件事業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

起業者は、起業地の選定にあたり、多くの町民の利用が想定されるため、本事業に必要な一団の土地を確保することが可能であり、交通の利便性の良い場所で、かつ、町有地を極力活用できる場所を基本として、三石本庁地内と三石旭町地内の2つの候補地について比較検討を行っている。申請案は、他方の区域と比較して、市街地の中心に位置し、町民の利便性が良いことなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3の(1)で述べたように、福祉センター、新ひだか町図書館三石分館及び新ひだか町役場三石総合支所は、老朽化が著しく、狭隘化等により、それらの機能を十分に発揮することができない現状にあるとともに、災害発生時には耐震性に不安があるため、早期に利便性と安全性等を備えた総合町民センターの整備を図る必要があると認められる。

また、総合町民センターの早期実現を願う会及び新ひだか町文化団体協議会三石支部（旧三石町文化協会）から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められ

る。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。